

ご契約の契約日や商品種類によって、適用される「生命保険料控除」の種類が異なります

「生命保険料控除」とは、個人の税金計算の際に、支払った生命保険料の額に応じて所得税・住民税の所得金額から控除を受けることができる制度です。「一般生命保険料控除」と税制適格型年金に適用される「個人年金保険料控除」、2012年から新設された「介護医療保険料控除」の3種類があります。ご契約がどの種類に該当するかは、当社から送付する生命保険料控除証明書に記載された一般・年金・介護の控除種別を参考にしてください。

【契約日が2011年12月31日以前】

控除	適用限度額	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円
合計適用限度額	10万円	7万円

【契約日が2012年1月1日以後】

控除	適用限度額	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除	4万円	2.8万円
介護医療保険料控除	4万円	2.8万円
個人年金保険料控除	4万円	2.8万円
合計適用限度額	12万円	7万円

「介護医療保険料控除」が新設されています。

所得税の場合、制度全体の限度額が12万円に拡充され、各保険料控除の適用限度額が4万円に変更されています。

各保険料控除対象のご契約について

それぞれの控除対象となる現行販売中の本社商品は以下の通りです。

一般生命保険料控除

終身保険	年金保険 (税制適格型を除く)
定期保険	養老保険
生存給付金付定期保険	こども保険
3大疾病保障保険	学資保険
特定重度疾病保障保険	出産サポート給付金付 3大疾病保障保険
身体障がい保障保険	長寿生存保険 (税制適格型を除く)
介護保障保険	認知症保障保険

介護医療保険料控除

入院総合保険
がん医療保険
こども総合医療保険
継続サポート3大疾病保障保険
就業不能保険

個人年金保険料控除

年金保険 (税制適格型)
長寿生存保険 (税制適格型)

「介護保障保険」は、**一般生命保険料控除**の対象となります。新制度では、「特定損傷保険」のように、身体の傷害のみを基として保険金が支払われる商品の保険料は、生命保険料控除の適用**対象外**となります。

契約日が2011年12月31日以前のご契約について

原則、契約日が2011年12月31日以前のご契約については、2012年1月1日以後も**旧制度**が適用されますが、2012年1月1日以後に以下の契約内容変更が行われた場合、変更時点から**新制度**が適用されます。ご契約がいずれの制度に該当するかは、当社から送付する生命保険料控除証明書に記載された適用制度についての新・旧の種別を参考にしてください。

保障見直し

主契約および特約の更新

特約変更

特約の増額途中付加

等

詳しくはお客様の取扱担当職員もしくは最寄りのお客様相談窓口(ニッセイ・ライフプラザ)へお問合ください。

複数のご契約にご加入の場合

旧制度適用契約と新制度適用契約の両契約にご加入されている場合の一般生命保険料控除は以下のように算出します。(※個人年金保険料控除についても同様)

- 旧制度適用契約の控除額が4万円以上の場合 ▶ 旧制度適用契約の控除額を適用(上限5万円)
- 旧制度適用契約の控除額が4万円未満の場合 ▶ 旧制度適用契約と新制度適用契約の合計控除額を適用(上限4万円)

例えば、以下A～Cの保険にご加入の場合の控除額の考え方

- 旧制度適用契約A
年間保険料20万円
- 新制度適用契約B
年間保険料20万円
(うち介護医療保険料控除の対象となる保険料8万円)
- 旧制度適用契約C
(税制適格型個人年金保険)
年間保険料12万円

契約		A	B	C	適用控除額
控除額	一般生命保険料控除	5万円	4万円	-	5万円
	介護医療保険料控除	-	4万円	-	4万円
	個人年金保険料控除	-	-	5万円	5万円
合計額					12万円

※各控除額の合計が12万円を超える場合でも、所得税の控除限度額は12万円

所得税・住民税の軽減効果について

生命保険料を支払うことによる、具体的な所得税・住民税の軽減効果は以下のようになります。

個人年金保険料(税制適格型)を年間8万円支払った場合

(※一般生命保険料や介護医療保険料を年間8万円支払った場合も同額)

(※契約日が2012年1月1日以後の保険契約の場合) (※給与所得者の場合)

家族構成	年間収入金額 万円	生命保険に未加入の場合		生命保険加入の場合		差引 税軽減額 円
		所得税額 円	住民税額 円	所得税額 円	住民税額 円	
独身	300	55,600	119,000	53,600	116,200	4,800
	500	138,300	243,000	134,200	240,200	6,900
配偶者あり	400	66,300	145,000	64,300	142,200	4,800
	600	165,900	275,000	161,800	272,200	6,900
配偶者と 扶養親族1人	500	80,100	177,000	78,100	174,200	4,800
	700	197,500	311,000	193,400	308,200	6,900

【前提条件】上記金額は、以下の内容にて算出しています。

・給与所得者の収入は、給与のみ(したがって、給与所得金額=総所得金額) ・配偶者および扶養親族は、収入なし ・納税者本人の給与収入金額(合計所得金額)が1,095万円(900万円)を超える場合には、配偶者控除額が減減・消失 ・扶養親族は16歳以上19歳未満、または23歳以上70歳未満

・課税総所得金額の計算において、給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除・扶養控除・基礎控除を控除(家族構成等により、該当する控除は異なります)

・社会保険料控除は給与収入900万円以下の場合には給与収入×15%、給与収入900万円超の場合には給与収入×3%+108万円として算出(算出方法の出典:財務省ホームページ)

・生命保険料控除は、所得税計算では4万円、住民税計算では2.8万円を控除 ・所得税額には、復興特別所得税額を含む ・住民税の均等割は、5,000円

・税額は、100円未満切捨て ・上記税額比較は、税額控除前の段階のもので算出

※上記生命保険料控除は、契約日が2012年1月1日以後の保険契約等に適用されるものです。

身体の傷害のみに基づいて保険金が支払われる保険契約(本社の商品では「特定損傷保険」等)に係る保険料は適用対象外となります。

※「介護医療保険料控除」の対象となる保険は、当社の商品では「入院総合保険」、「がん医療保険」、「こども総合医療保険」、「継続サポート3大疾病保障保険」、「就業不能保険」等です。

※生命保険料控除の詳細な内容は、当社ホームページからもご確認ください。

・当資料に記載の内容は、2020年2月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。

・今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

・個別の税務の取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

(資料作成)

【お問合先】